

Power Platform 研修業務委託契約書

山梨県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、Power Platform 研修委託業務（以下「委託業務」という。）について次のとおり契約する。

（契約の目的）

第1条 甲は、委託業務を別紙「Power Platform 研修業務仕様書」（以下「仕様書」という。）により乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託業務の内容）

第2条 乙は、仕様書により委託業務を処理しなければならないものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

【納付する場合】

第5条 乙は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を、契約日に甲に納付しなければならない。

【免除となる場合】

第5条 山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2第○号に該当するため免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、再委託の相手方の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託の相手方に係る業務の履行能力等に係る甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 委託業務の処理に関し、発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては、この限りでない。

(指揮監督等)

第9条 乙は、業務に従事する乙の職員を指揮監督し、労働基準法、労働者災害補償保険法その他関係法令上のすべての責任を負わなければならない。

(秘密の保持等)

第10条 乙は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第12条 乙は、この契約による事務を行うに当たり、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(調査等)

第13条 甲は、乙の委託業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は委託業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(実績報告および検査)

第14条 乙は、委託業務が終了したときは、速やかに業務完了報告書と仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

2 甲は、委託業務が仕様書に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料の支払)

第15条 乙は、前条の規定による甲の検査確認を得た後、甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲が、その責めに帰すべき事由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計

算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

(履行遅延違約金)

第16条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条に定める法定利率で計算した額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の全額が百円未満であるときは、この限りではない。

(契約の解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(1) 委託期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。

(3) 第19条の規定によらないで、この契約の解除の申出があつたとき。

(4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。

(5) 乙又は乙の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(危険負担)

第18条 委託期間中に委託事務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（不可抗力による損害）

第19条 乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅滞なくその理由を詳細に記した書類を提出し、この契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、乙の契約解除の請求を承認するものとする。

（契約不適合責任）

第20条 第14条の検査完了後、委託業務について仕様書との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものでないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

2 甲は、当該契約不適合（乙の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。

3 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により本契約の目的を達することができないときは、甲は本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第14条の検査完了後であって、かつ甲が当該契約不適合を知った時から1年以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、検査完了時において乙が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は当該契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

（契約の費用）

第21条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（管轄裁判所）

第22条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

（苦情検討委員会による通知等）

第23条 甲は、山梨県政府調達苦情検討委員会（以下「苦情検討委員会」という。）から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

2 甲は、苦情検討委員会から、契約を破棄する提案が出されたときは、契約を破棄することができる。

（契約に定めのない事項）

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、山梨県財務規則の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事 長 崎 幸 太 郎 印

乙